

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合  
理 事 長 三 木 秀 一

## オンライン資格確認開始のご案内と取組みについて

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、令和3年3月から医療機関・薬局の受診時に、健康保険の資格が確認できる「オンライン資格確認」が開始されます。

「オンライン資格確認」とは、マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号・番号（・枝番）により、医療機関等の窓口で資格情報の確認を即座にできるようにする仕組みのことです。最新の資格情報を確認することができるため、資格喪失後に健康保険証で誤って受診してしまうという事態を防ぐことができます。

当健康保険組合では、「オンライン資格確認」に対応するため、4月から新規交付の健康保険証に2桁の枝番を追加します。これにより健康保険証の番号が、世帯単位から個人単位になり、被保険者・被扶養者それぞれ個人単位の特有の番号になります。

また、本人が同意することにより、医師等が薬剤情報・特定健診情報などの閲覧が可能になり、来年にはマイナンバーカードで医療費控除の手続きも可能になる予定です。

このように「オンライン資格確認」には便利な機能がありますが、これらを利用するためには、事業主様のご協力が必要であります。事業主様から届けていただく資格取得届、資格喪失届などは、速やかに届出していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 被保険者証（健康保険証）について（別紙1参照）

- (1) 健康保険証の「記号」「番号」の次に「(枝番)」と印字し、2桁の「枝番」を印字する
  - ・被保険者（本人）は「00」
  - ・被扶養者（家族）は、令和2年9月時点で加入されている方に、「生年月日」順、それ以降は登録順で「01」「02」「03」・・・となります
  - ・被扶養者の再認定時は、以前の「枝番」を引き継ぎます
- (2) 事業所所在地の記載をやめます
  - ・事業所の所在地（住所）変更による健康保険証の再交付の費用を削減するため
- (3) 令和3年4月1日受付の届出から適応（4月1日交付分から）
  - ・資格取得届、異動届（認定時）、氏名変更等の再交付
- (4) 発行済み（「枝番」なし）の健康保険証は、そのままご利用できます
  - ・「枝番」印字のための再交付は行いません

#### 2 被保険者証（健康保険証）以外の証について

- (1) 次の証にも「枝番」を印字します
  - ・健康保険高齢受給者証
  - ・健康保険特定疾病療養受療証
  - ・健康保険限度額適用認定証
  - ・健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- (2) 令和3年4月1日交付分から適応
- (3) 発行済み（「枝番」なし）の証は、そのままご利用できます
  - ・「枝番」印字のための再交付は行いません

### 3 事業主様、担当者様へのお願い

- (1) 「資格取得届」「被扶養者（異動）届」「資格喪失届」は速やかに届出
  - ・法では「5日以内」となっておりますが、採用・退職後速やかに届出をお願いします
  - ・特に「資格喪失届」の早期提出にご協力をお願いします
  - ・また、健康保険証の回収も引き続きお願いします

※「資格喪失届」が遅れると、「オンライン資格確認」で「資格あり」となってしまう、喪失後の受診となります（健康保険組合負担分を本人へ請求する業務が発生します）

※マイナンバーカードを健康保険証として利用している場合、健康保険証がなくても医療機関に受診できますので、「資格喪失届」の届出が重要になります
- (2) マイナンバーも「資格取得届」「被扶養者（異動）届」と同時に届出
  - ・マイナンバーがなければ「オンライン資格確認」のシステムに登録できません
  - ・出生時のマイナンバーもできる限り速やかに届出ください
- (3) マイナンバーの確認
  - ・被扶養者（家族）のマイナンバーの間違ひがある
  - ・特に、兄弟姉妹間での間違ひや、妻と子で間違ひが発生している

※被保険者のマイナンバーは事業主が確認しなければなりません、被扶養者分は被保険者が確認しなければならないため、間違ひが発生していると思われる

### 4 「オンライン資格確認」でできること

- (1) 健康保険組合の資格の確認（健康保険証・マイナンバーカード）
- (2) 医療機関・薬局で薬剤情報・特定健診情報の閲覧（患者の同意必要、マイナンバーカード）
  - ・特定健診情報は、当健康保険組合が提供（40歳以上で当健康保険組合が健診データを保有している方のみ、令和2年度分を3月から更新開始予定）
  - ・薬剤情報は、審査支払機関が提供（10月予定）
- (3) マイナポータルで医療費情報・医療費通知が閲覧予定（マイナンバーカード）
  - ・医療費情報は、審査支払機関が提供（10月予定）
  - ・医療費通知は、審査支払機関が提供（令和4年2月予定、確定申告が可能）

※当健康保険組合では、従来通り紙での「医療費通知」を作成し3月上旬に送付
- (4) 特定健診情報・薬剤情報は、患者の同意の上、医療機関・薬局で経年閲覧できるようになるのは、患者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待されるため
- (5) 医療機関・薬局で限度額認定証等の適用区分・認定疾病情報を閲覧
  - ・健康保険限度額適用認定証（同意が必要、健康保険証・マイナンバーカード）
  - ・健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（同意が必要、健康保険証・マイナンバーカード）
  - ・健康保険特定疾病療養受療証（同意が必要、マイナンバーカード）
  - ・健康保険高齢受給者証（同意が必要、健康保険証・マイナンバーカード）

※「オンライン資格確認」普及の過渡期のため、当分の間当健康保険組合では、従来通り紙の証も作成します

### 5 マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合

- ・マイナポータルで「事前登録」作業が必要です
- ・国が作成したリーフレットを添付しますのでご利用ください
- ・お手持ちの健康保険証は回収しません（そのままご利用できます）

### 6 医療機関等の「オンライン資格確認」システム導入状況

- ・令和3年3月から「オンライン資格確認」が導入されますが、医療機関・薬局がこのシステムや機器等の整備を行うには、今後順次導入するとされています
- ・全ての医療機関・薬局の普及には時間がかかると思われます